

[方針5] 利益相反取引の適切な管理

私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための方針を策定、公表するとともに、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理してまいります。

具体的な取り組み内容

1. 利益相反を防止する態勢整備

「利益相反のおそれのある取引（以下、利益相反取引）」とは、例えば、お客さまにお支払いただく保険料以外に、お客さまの利益を不当に害することによって、当社を含むT & D保険グループ各社が、経済的利益を得るまたは経済的損失を避けるおそれがある取引等をいいます。

当社は、常にお客さまの利益を最優先にするという考えのもと、『大同生命利益相反管理方針』や『利益相反管理規程』を定め、利益相反取引防止に取り組んでおります。具体的には、例えば、法人営業部門と資産運用部門の組織を分離し、取引関係の有無に関わらず、資産運用部門が投融資等の判断を独立して行う体制を構築しております。また、公平・公正な投資判断が歪められ、お客さまの利益を害する恐れのある取引が発生しないよう、営業部門や資産運用部門等から独立したコンプライアンス推進部が、取引の適切な管理を行うこととしております。

投資先企業の議決権行使にあたっては、スチュワードシップ活動における議決権行使のガバナンス、利益相反管理の強化を目的として、社外有識者等の第三者が関与する委員会を設置しております。

乗合代理店において、複数の保険会社の商品から特定の保険会社の商品をお客さまに提案・推奨する方針としている場合には、そのための社内規則の整備やお客さまへの説明状況等を、定期的に点検しております。

2. 利益相反取引例と対応内容

（代理店に対する過度なインセンティブの防止）

当社は、保険募集を委託する代理店に対し、募集実績に応じた手数料を支払っております。特に、複数の保険会社の商品を取り扱う代理店においては、手数料の多寡がお客さまに提案する商品の選定に影響を与える可能性があります。

このため、当社では、代理店への手数料水準について、保険募集の公正の確保の見地からみて妥当な設定を行っております。

なお、『代理店報酬規程』に基づく手数料のほか特定商品の販売量に偏重した上乘せ報酬等は実施しておりません。

また、他の保険会社の業務の再委託に係る業務の適正な管理・運営を図るための規程を定め、管理態勢を整備しております。